

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第186号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の2」に改める。

第24条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第6章中第36条の次に次の1条を加える。

(京都市美観風致審議会の意見を聴くことを要しない変更)

第36条の2 条例第34条の5第3項に規定する別に定める変更は、名称、所在地、連絡先その他これらに類する事項に係る文字又は記号の変更で、変更後の文字又は記号の位置、規模、形態及び色彩が変更前のものとほぼ同一であると認められるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)